

海外療養費の申請

海外渡航中に緊急・やむを得ない理由で治療を受けた場合、申請により、保険給付の範囲で医療費の支給を受けることができます。支給対象は、日本国内で保険診療として認められるものに限ります。

■対象者

- ・国民健康保険被保険者
- ・後期高齢者医療被保険者

■支給対象となる主な例

海外旅行中に体調を崩し、現地の医療機関を受診した など

■支給対象外となる主な例

- ・業務上・通勤途中の災害による病気やケガ
- ・治療を目的とした海外への渡航
- ・美容整形

■その他

- ・申請を希望される方は事前にご連絡ください。
- ・不正請求がないよう厳正な審査を行うため、お時間をいただきます。

■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

介護保険料・後期高齢者医療保険料 特別徴収開始通知書の発送

令和7年度の介護保険料・後期高齢者医療保険料が年金から天引きされる方へ、特別徴収開始通知書を9月5日(金)に発送します。

この通知書には令和7年10月から令和8年8月までに年金から天引きされる保険料を記載しています。

なお、保険料を納付書・口座振替にて納付される方へのお知らせは7月に送付済みです。

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8891

市民敬老感謝デー

ゆうゆう館では日頃の感謝を込めて、70歳以上の方を対象に温浴施設・天平乃湯を無料開放します。

■日時 9月19日(金) 午前10時～午後8時30分

■場所 ゆうゆう館

■対象者

市在住で、昭和31年4月1日以前に生まれた方

■持ち物 住所、年齢を証明できるもの

■問い合わせ先 ゆうゆう館 ☎(43)1231

国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

栃本年金事務所

☎0282 (22) 4131

付加年金のご案内

付加年金とは、国民年金の第1号被保険者及び任意加入被保険者が、定額保険料に付加保険料を上乗せして納付することで、将来受給する老齢基礎年金を増やすことができる制度です。

■付加年金の保険料

付加年金の保険料は月額400円、受給額(老齢年金に上乗せされる金額)は年額200円×付加保険料納付月数です。

■付加年金加入の際のご注意

- ・付加年金は申し込みの日から加入となります。さかのぼっての加入はできません。

- ・国民年金基金に加入中の方は、付加年金に加入することができません。

- ・付加保険料の納付をやめたい場合は、市民課窓口へお申し出ください。お申し出日の前月分から納付をやめることができます。やめた場合も掛け捨てにはなりません。

■付加年金への加入方法

加入をご希望の方は、免許証やマイナンバーカードなどの本人確認書類をお持ちのうえ、市民課窓口でお手続きください。

令和7年度年金生活者支援 給付金の請求

年金生活者支援給付金制度は、公的年金等の収入や所得額が基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして給付金を支給する制度です。

令和7年度に初めて支給対象となる方には、日本年金機構より9月ごろから案内を順次お送りする予定です。

■対象者

- ①老齢基礎年金を受給中の場合
 - ・65歳以上で、世帯の全員が市民税非課税の方。
 - ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が昭和31年4月2日以降生まれで909,000円以下、昭和31年4月1日以前生まれで906,700円以下の方。
- ②障害基礎または遺族基礎年金を受給中の場合、前年の所得が約4,794,000円以下の方。

※扶養親族数によっては基準が異なります。

■請求手続き

日本年金機構から9月以降順次お送りする案内に同封のハガキ型の請求書に、必要事項を記入し郵送にて提出してください。なお、既に給付金を受けている方は手続きの必要はありません。

■問い合わせ先

給付金専用ダイヤル

☎0570-05-4092

(ナビダイヤル)